

国立大学法人東京外国語大学コロナ禍による家計急変者に対する授業料免除取扱要項

〔令和4年12月20日〕
規則第124号

(趣旨)

第1条 「国立大学法人東京外国語大学授業料の免除及び徴収猶予取扱規程（令和2年7月28日制定）」第2条第1項第1号の規定に基づく授業料免除の取扱いのうち、第4期中期目標期間中に実施するコロナ禍による家計急変者に対する授業料免除（以下「コロナ家計急変」という。）の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(授業料免除対象者)

第2条 本要項で定める「コロナ家計急変」の支援対象は、言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部（以下「学部」という。）並びに大学院総合国際学研究科の学生とする。

(コロナ家計急変の種類)

第3条 本要項で定めるコロナ家計急変の種類は、別表のとおりとする。

(選考)

第4条 コロナ家計急変による授業料免除対象者の選考は、別表に基づき申請者の家計状況・成績状況を確認のうえ、学生支援マネジメント・オフィスでの審議を経て決定する。

2 選考基準は、役員会が決定する予算額に基づき、学生支援マネジメント・オフィスでの審議を経て、変更できるものとする。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表

種類	対象	免除条件	授業料免除額
コロナ家計急変α	学部生 大学院生	標準修業年限内の者で、以下のいずれかの条件を満たす者に対し、家計状況・成績状況を確認した上で免除を実施する。 1. 2019年以降のいずれかの年と比較し、申請時の家計全体での収入が半減していることを示す書類を提出できる者 2. 国又は地方自治体による、コロナ禍関連の公的支援を受給したことを示す書類を提出できる者	全額免除又は半額免除

コロナ家 計急変β	学部生	標準修業年限内の者および派遣留学を経て在学期間が5年以内にある者で、コロナ禍の影響を直接的・間接的に受けて経済的に困窮していることが確認できる者に対し、家計状況・成績状況を確認した上で免除を実施する。	3分の 1免除
--------------	-----	--	------------